

## 平成 28 年度 「DIVE IN OKINAWA！」製作業務 仕様書

### 1. 総則

#### 1.1 業務の件名

『平成 28 年度 「DIVE IN OKINAWA！」製作業務』(以下、「本業務」という。)とする。

#### 1.2 仕様書の目的

本仕様書は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が受託事業者に委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

### 2. 業務概要

#### 2.1 業務の目的

外国人観光客の多様化するニーズに伴い、ダイビングやマリンスポーツ等に関する情報発信を行うことを目的に、海外向けプロモーションにて広く活用している「DIVE IN OKINAWA！」多言語版(英語・韓国語・中国語(簡体字・繁体字))を製作し、海外市場から本県への外国人観光客及び外国人リピーター客の増加を図る。

#### 2.2 製作物の規格

本仕様書が規定する業務委託の製作物は次のとおりとする。

##### ■ DIVE IN OKINAWA！英語版

- (1) 部数:15,000 部
- (2) 規格:A4 判横(中綴じ製本)
- (3) 印刷:4 色カラー(両面印刷)
- (4) 紙質:コート 90Kg
- (5) 頁数:48 頁

##### ■ DIVE IN OKINAWA！韓国語版

- (1) 部数:15,000 部
- (2) 規格:A4 判横(中綴じ製本)
- (3) 印刷:4 色カラー(両面印刷)
- (4) 紙質:コート 90Kg
- (5) 頁数:48 頁

■ DIVE IN OKINAWA！中国語(簡体字)版

- (1) 部数:15,000 部
- (2) 規格:A4 判横(中綴じ製本)
- (3) 印刷:4 色カラー(両面印刷)
- (4) 紙質:コート 90Kg
- (5) 頁数:48 頁

■ DIVE IN OKINAWA！中国語(繁体字)版

- (1) 部数:15,000 部
- (2) 規格:A4 判横(中綴じ製本)
- (3) 印刷:4 色カラー(両面印刷)
- (4) 紙質:コート 90Kg
- (5) 頁数:48 頁

※ 印刷の際にレイアウト調整及び簡易な修正が入る場合は、OCVB と協議の上決定する。

※ 素材データは OCVB より提供する。(一部、掲載写真の差し替え、校正業務あり。)

## 2.3 成果物等一覧

上記 2.2 で規定する成果物は次のとおりとする。

表 1 成果物等一覧

項 目	内 容
素材データ(DVD-ROM)	3枚。本業務で作成した入稿用データ(イラストレーター等加工可能なデータ及び PDF データ)、写真、図版素材の電子データ(非圧縮)
ロゴデータ(DVD-ROM)	3枚。作成したキャッチコピーおよびロゴマークの電子データ(イラストレーター等加工可能なデータ及び PDF データ)
規格・仕様書(DVD-ROM)	3枚。規格・仕様を明記したデータ(非圧縮)

## 2.4 スケジュール

受託事業者は以下の内容にて受託内容の実施及び成果物等の納品を行うこと。

納品の期日に関しては下記スケジュールのとおりとする。また、在庫は受託事業者倉庫に保管するものとする。

■ DIVE IN OKINAWA！英語版

初回納品期日:平成 28 年 8 月 10 日(水) 1,000 部 (予定)

納品回数:分納での納品とする。(約 10 回を予定)

■ DIVE IN OKINAWA！韓国語版

初回納品期日：平成 28 年 8 月 10 日(水) 1,000 部（予定）

納品回数：分納での納品とする。（約 10 回を予定）

■ DIVE IN OKINAWA！中国語(簡体字)版

初回納品期日：平成 28 年 8 月 10 日(水) 1,000 部（予定）

納品回数：分納での納品とする。（約 10 回を予定）

■ DIVE IN OKINAWA！中国語(繁体字)版

初回納品期日：平成 28 年 8 月 10 日(水) 1,000 部（予定）

納品回数：分納での納品とする。（約 10 回を予定）

※ 在庫期間は最長平成 29 年 3 月 31 日までとする。

※ その後の納品期日、納品部数に関しては受託事業者と OCVB が協議をして決定する。但し、契約期間内に全部数の製作を終えること。

## 2.5 瑕疵担保責任

OCVB への引き渡し日から起算して 1 年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果品の修補を行うこと。

## 2.6 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権(財産権)を、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 20 条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。
- (4) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

以上